松 山 大 学 論 集 第 21 巻 第 6 号 抜 刷 2 0 1 0 年 3 月 発 行

フランスにおける連結の範囲の画定と連結の方法

村 上 宏 之

フランスにおける連結の範囲の画定と連結の方法

村 上 宏 之

Iはじめに

フランスにおいては、企業が規制市場(marché réglementé)に上場されているか否かによって、連結財務諸表を作成するために適用される会計基準が異なりうる。現在のところ、連結財務諸表の作成に適用される会計基準として、次の2つのものがある。

- ① 国際財務報告基準(国際会計基準および解釈指針を含めて以下「IFRS」という)
- ② フランス会計規則
 - a 商法(特に連結財務諸表に関する法第233条の16-第233条の26 および規則第233条の3-第233条の16)
 - ⑥ 商事会社および公企業の連結財務諸表に関する会計規制委員会規則(Règlement du Comité de la réglementation comptable,以下「CRC 規則」という)第99-02号

2002年に、EU(ヨーロッパ連合)において、国際会計基準の適用に関するEU規則第1606/2002号(以下「IFRS 2005」という)」が採択され、加盟国に直接に適用された。EU規則「IFRS 2005」では、EU加盟国国内法が適用される企業は、決算日に有価証券取引が加盟国の規制市場で認められている場合には、2005年1月1日に始まる事業年度から、IFRS に準拠して連結財務諸表を作成しなければならないと定められている(第4条)。このEU規則「IFRS 2005」にしたがって、フランスにおいては、規模および業種にかかわらず、EU加盟

国に設立され、規制市場(Eurolist)で有価証券取引が認められている企業は、IFRS に準拠した連結財務諸表を作成しなければならないこととなった。また、EU 規則「IFRS 2005」では、規制市場に債券のみが上場されている企業に対して、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成を 2007 年まで延期することを加盟国は認めることができるとされている(前文第 17 項)。フランスにおいては、この加盟国選択権が行使され、規制市場で債券取引のみが認められている企業は、2007 年 1 月 1 日に始まる事業年度から、IFRS に準拠した連結財務諸表を作成しなければならないこととなった。したがって、EU 規則「IFRS 2005」によって、規制市場に上場されている企業(以下「上場企業」という)については IFRS の適用が強制されているが、非規制市場(Alternext または自由取引市場(marché libre))に上場されている企業については IFRS の適用は強制されていない。

さらに、EU規則「IFRS 2005」では、上場企業以外の企業がIFRS に準拠した連結財務諸表を作成することを加盟国は認めまたは規定することができると定められている(第5条)。フランスにおいては、規制市場に上場されていない企業(以下「非上場企業」という)、すなわち、非規制市場に上場されている企業がIFRS に準拠した連結財務諸表を作成する選択権が行使され、非上場企業はIFRS に準拠した連結財務諸表を作成するか、フランス会計規則に準拠した連結財務諸表を作成するかの選択権を有する(商法・法第233条の24)。したがって、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成を選択しない非上場企業には、フランス会計規則が継続して適用されている。

このように、EUで採択されているIFRS に準拠した連結財務諸表の作成は、上場企業に強制されているが、非上場企業には任意である。フランス会計規則は、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成を選択しない非上場企業に適用されている。

本稿では、IFRS に準拠して連結財務諸表を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計規則に準拠して連結財務諸表を作成するとき

の連結の範囲の画定および連結の方法に関して、フランス会計規則の現状と特 徴を明らかにしようとするものである。

Ⅱ連結の範囲

1 連結の範囲に含まれる企業

フランスにおいては、連結財務諸表に含まれる企業は次の企業である(商法・法第233条の18並びにCRC規則第99-02号第1000項および第1001項)。

- ① 親企業 (entreprise consolidante) (他の企業を排他的にまたは共同で支配する企業ないし他の企業に重要な影響力 (influence notable) を行使する企業)
- ② 排他的に支配される企業 (親企業が排他的支配 (contrôle exclusif) を行う企業)
- ③ 共同で支配される企業 (共同支配 (contrôle conjoint) を行う複数企業が 共有する企業)
- ④ 重要な影響力を行使される企業(親企業が重要な影響力を行使する企業) 親企業が一定の法形態または事業目的を有する商事会社および公企業であるときには、当該親企業は連結財務諸表を作成しなければならない(CRC規則第99-02号第1001項)。この場合、その支配下または重要な影響力下に存する企業は、その法形態にかかわらず、原則としてすべて連結の範囲に含まれなければならない(CRC規則第99-02号第1000項)。

2 排他的支配

排他的支配とは、企業活動を有利に行うために、他の企業の財務および営業の方針を指揮する権限をいい、次のものから生じる(商法・法第 233 条の 16 第 2 項および CRC 規則第 99-02 号第 1002 項)。

- (1) 議決権による支配 (contrôle de droit)
- (2) 契約による支配 (contrôle contractuel)

(3) 事実上の支配 (contrôle de fait)

(1) 議決権による支配

議決権による支配とは、他の企業の議決権の過半数を直接的または間接的に 所有する場合をいう(商法・法第 233 条の 16 第 2 項第 1 号および CRC 規則第 99-02 号第 1002 項)。

他の企業に対する親企業の議決権による支配の存在を判定するために考慮すべき議決権は、当該他の企業の通常株主総会(assemblée générale ordinaire (AGO))において所有する議決権であり、臨時株主総会(assemblée générale extraordinaire (AGE))において所有する議決権ではない。これは、企業の通常株主総会における議決権の過半数の所有が当該企業の管理、指揮または監督機関の構成員の選任すなわち当該企業の財務および営業上の意思決定を支配することとなるのに対して、臨時株主総会で行われる意思決定は一般に当該企業の財務および営業の方針の指揮を対象としないためである。

また、株式が分散している他の企業の通常株主総会での議決権は用益権者 (usufruitier) に属する (商法・法第225条の110) ことから、用益権者が議決権の過半数を所有するときには、当該他の企業に対して排他的支配を行っていると推定される。用益権者による支配が実際に行われているかについては、議決権に関する定款または契約によって定められた条項に基づいて、ケースバイケースで判定されうる?

排他的支配および共同支配並びに重要な影響力は、すべての場合において、直接的または間接的なものと解される。したがって、企業が他の企業の株主総会で行使することができる議決権を判定するためには、親企業によってまたは親企業が排他的に支配するすべての企業によって所有される株式に付与された議決権の総数が集計されなければならない(CRC 規則第99-02 号第10050項)。親企業によって間接的に所有される議決権は排他的支配下に存する企業によって所有される議決権であり、共同支配下または重要な影響下に存する企

業によって所有される議決権ではない。一般に支配比率ともいわれる議決権比率は、排他的支配、共同支配または重要な影響力を確証または推定するために必要な規準であるが、親企業と他の企業との依存関係を確証するための唯一の規準ではない。

議決権比率の計算のためには、次の議決権を考慮しなければならない (CRC 規則第99-02 号第10051 項)。

- ① 所有する普通株式に付与された議決権
- ② 一定の株式に付与された複議決権 (droit de vote double)
- ③ 投資証明書を発行するときに作成された議決権証明書
- ④ 親企業のために所有する確定契約 (engagement ferme) または確定引受 契約 (contrat de portage ferme) の対象をなす株式に付与された議決権

優先株式に議決権が付与されている場合には、議決権比率の算定のために、 当該議決権はケースバイケースで分析されなければならない。また、排他的支 配下に存する企業のために所有する議決権も、議決権比率の算定のために考慮 されなければならない∜

「引受」(portage)とは、株式の所有者は企業に株式を売却する義務を有するので、企業が一定期間後に予め定められた価格で当該所有者から株式を購入する義務を有する取引の全体をいう(CRC 規則第 99-02 号第 10051 項)。この定義は、所有者が契約期間全体にわたって資本証券を所有する義務を当該資本証券に関する財務契約が含むか否かにかかわらず、当該資本証券に関する財務契約の全体に及ぶ。

引受の対象をなす株式は、次の2つの要件がともに満たされる場合には、引 受期間にわたる支配の決定のために考慮されなければならない[®]

a 確定契約

引受契約は,確定契約を成す。契約によって,その締結後,取引終了前 に権利および義務が生じる場合には,当該契約は確定契約である。

(b) 議決権の行使

契約にしたがって、親企業が当該株式に付与された特有の権利の所有者である場合には、当該株式は親企業のために所有されているとみなされる。親企業は、当該株式に付与された議決権を間接的にも行使することができる。

なお、他の企業が所有する自己株式は、当該他の企業に対して親企業が所有する議決権の比率を算定する計算式の分子および分母に含まれない?

(2) 契約による支配

契約による支配とは、国内法が認めるときには、契約または定款に定められた条項にしたがって、他の企業に支配的影響力(influence dominante)を行使する権限をいう。支配的影響力は、親企業が自己の資産を支配する方法と同一の方法で、当該他の企業の資産を利用するまたはその利用を図ろうとする可能性を有する場合に存在する(商法・法第233条の16第2項第3号およびCRC規則第99-02号第1002項)。

契約による支配の特殊ケースとして、特別目的事業体 (entité ad hoc) に対する実質的支配を挙げることができる。特別目的事業体とは、次の3つの特性をすべて有する組織をいう (CRC 規則第99-02号第10052項)。

- ① 法的に独立した組織
- ② ある企業のために類似する1つの取引または1群の取引を行うために特別に設立された組織
- ③ 資産の利用ないし財貨,役務または資本の提供によって、その活動が事 実上当該企業 (スポンサー企業) のためにのみ行われるように構成または 組織されているもの

特別目的事業体は,支配下に存する1つまたは複数の企業が契約,協定,定 款に定める条項にしたがって実質的に当該事業体の支配を有する場合には,連 結の範囲に含まれなければならない(CRC 規則第99-02 号第10052 項)。した がって、契約による支配を行うために親企業が特別目的事業体の株主(または 社員)である必要はなく、親企業が特別目的事業体の資本に対する持分を有し ない場合でも、当該特別目的事業体は実質的に支配されているときには連結さ れなければならない⁸

実質的支配の存在を決定するために、特別目的事業体が関与する取引全体の経済を評価し、特別目的事業体と親企業との関係の特性を分析する必要がある。この観点から、特別目的事業体の実質的支配を判定するための規準として、次の3つが挙げられる(CRC規則第99-02号第10052項)%

(a) 第1規準(意思決定権の行使)

意思決定権が実際に行使されない場合でも、特別目的事業体または当該 特別目的事業体を構成する資産に対する管理権を伴うか否かにかかわら ず、企業が現に意思決定権を行使することができるとき。例えば、企業が 当該特別目的事業体を解散し、定款を変更し、または、逆にその変更に正 式に反対することができるとき。

(b) 第2規準(経済的便益の過半の享受)

キャッシュ・フローの形態,ないし、純資産の分配権、1つまたは複数の資産を処分することができる権利、清算の場合に残余資産の過半に対する権利の形態で、事実上、企業が当該特別目的事業体の経済的便益の過半を享受することができるとき。

© 第3規準(リスクの過半の引受)

企業が当該特別目的事業体に関するリスクの過半を引き受けるとき。これは、外部投資者のリスク負担を大幅に制限することができる保証を当該特別目的事業体または企業から外部投資者が受ける場合である。

第1規準(意思決定権の行使)が最も重要であるにもかかわらず、次のように、3規準のうち2規準が満たされるときには、特別目的事業体は支配されているとみなされ、連結されなければならない(CRC 規則第99-02 号第10052項)。

- ⑦ 第1規準(意思決定権の行使)と第2規準(経済的便益の過半の享受)
- ④ 第1規準(意思決定権の行使)と第3規準(リスクの過半の引受)
- ⑤ 第2規準(経済的便益の過半の享受)と第3規準(リスクの過半の引受) なお、信託企業(fiducie)に対する支配については、特別目的事業体に関す る規準にしたがって判定される(CRC規則第99-02号第10053項)。

(3) 事実上の支配

議決権の過半数の所有(議決権による支配)を行っていない,または,契約による支配的影響力(契約による支配)を行使していないにもかかわらず,企業は他の企業の財務および営業の方針を継続して指揮することができる。この場合に、事実上の支配が存在する¹⁰

次の2つの要件が同時に満たされるときは、親企業は他の企業に対する事実 上の支配を行っていると推定される(商法・法第233条の16第2項第2号お よびCRC規則第99-02号第1002項)。

- ① 連続する2事業年度にわたって、親企業が議決権の40%を超える(50%以下の)比率を直接的または間接的に所有していること
- ② 他の株主(または社員)が親企業の議決権比率を超える比率を直接的または間接的に所有していないこと

これら2つの推定要件がともに満たされるとき、当該他の企業は排他的に支配されているとみなされ、連結されなければならない。しかし、親企業がその子企業(filiale)に対する排他的支配を行っていないということが明確に示される場合には、この推定は否定されうる 11) この場合には、連結財務諸表附属説明書(annexe)にその理由が記載されなければならない(CRC 規則第 99-02号第 422 項)。

また、事実上の支配は、支配が推定されえないときには、連続する2事業年度にわたって、他の企業の管理、指揮または監督機関の構成員の過半数を選任していることによって明示される(商法・法第233条の16第2項第2号およ

び CRC 規則第 99-02 号第 1002 項)。商法(法第 233 条の 16 第 2 項第 2 号)および CRC 規則第 99-02 号(第 1002 項)では,他の企業の管理,指揮または監督機関の構成員の過半数の選任が連続する 2 事業年度にわたって行われている場合には,当該機関の構成員の過半数の選任が事実上の支配の証拠としてみなされるということが明確に示されている。これに対して,実務上は,親企業が他の企業の管理,指揮または監督機関の構成員の過半数を選任することができるときには、事実上の支配はただちに確立されたとみなされている。

さらに、事実上の支配を示す証拠として、共通経営者、資金・役務の共通管理、共通のオフィスまたは本社、共通のまたは補完的な会社の事業目的が例示されうる^[3]

3 共同支配

共同支配とは、一定数の株主(または社員)によって共同経営される企業の支配の共有であり、財務および営業の方針が当該株主(または社員)の合意によって決定されるものをいう(商法・法第233条の16第3項およびCRC規則第99-02号第1003項)。

この共同支配の定義は、議決権比率に関わりなく、共同支配の存在を仮定するために次の2つの要件がともに必要であることを明確にする。

① 一定数の株主(または社員)による支配の共有

支配の共有は、どの株主(または社員)も単独では自己の意思決定を他の者に強制することによって排他的支配を行う権限を有しないということを仮定する。共同支配の存在は、共同支配に関与しない少数株主(または少数社員)の存在を排除しない(CRC 規則第99-02号第1003項)。

共同支配の存在は、議決権の同率所有義務を仮定するものではない。また、支配を共有する一定数の株主(または社員)に関する要件は、実務上、共同支配の場合を契約上定められた共同支配が実際に行われる場合に限定するものである。⁽⁴⁾

② 契約による合意

契約による合意は、次の2つの要件をともに満たすものでなければならない (CRC 規則第99-02 号第1003項)。

- ② 共同経営される企業の経済活動に対する共同支配力の行使を定める もの
- ⑤ 共同経営される企業の事業目的の達成に必要不可欠で、かつ、共同 支配に関与するすべての株主(または社員)の同意を必要とする意思 決定を定めるもの

4 重要な影響力

重要な影響力とは、支配を有することなく、他の企業の財務および営業の方針に関与する権限をいう。他の企業の財務および営業の方針に対する重要な影響力は、親企業が当該他の企業の議決権の少なくとも 20%を直接的または間接的に所有するときに推定される(商法・法第 233 条の 16 第 4 項および CRC 規則第 99-02 号第 1004 項)。

しかし、議決権の20%以上の所有によっても他の企業の営業および財務の方針に重要な影響力を行使することができないことが明確に示される場合には、この推定は否定されうる 50 この場合には、連結財務諸表附属説明書にその理由が記載されなければならない(CRC 規則第99-02 号第422 項)。

議決権の20%未満を所有する場合でも、他の企業に対する重要な影響力が推定されうる。その例示として、特に次のものが挙げられうる(CRC 規則第99-02 号第1004 項)。

- ① 管理,指揮または監督機関における意思表示
- ② 戦略的意思決定への関与
- ③ 連結の範囲内の企業と他の企業との間の重要な取引の存在
- ④ 管理, 指揮または監督機関の役員の交替
- ⑤ 親企業と他の企業との間の技術的依存関係

以上のように、フランスにおいては、連結の範囲(連結財務諸表に含まれる企業の範囲)を決定する基準として、議決権比率に基づく持株基準(持分基準)ではなく、議決権による支配、契約による支配、事実上の支配、共同支配または重要な影響力が存在する場合に依存関係を認め、持株基準を含めて実質的な支配・影響力に基づく支配力基準(支配力基準の延長線上にある影響力基準を含む)が採用されている。また、連結の範囲が広義に解され、排他的支配下に存する企業(子企業)のみならず、共同支配下に存する企業(ジョイントベンチャー)および重要な影響力下に存する企業(関連企業)も連結の範囲に含まれている。

Ⅲ連結の方法

フランスにおいては、(1)排他的支配下の企業、(2)共同支配下の企業、(3)重要な影響力下の企業について、それぞれ異なる連結の方法が適用されている。

(1) 排他的支配下の企業

親企業の排他的支配下に存する企業の個別財務諸表は、全部連結 (intégration globale; full consolidation, 通常の連結方法) によって連結されなければならない (商法・法第 233 条の 18 および CRC 規則第 99-02 号第 110 項)。

排他的支配下に存する企業が連結の範囲に含まれる他の企業の業種とは異なる業種に属するため、その個別財務諸表の構造(活動)が連結の範囲に含まれる他の企業の個別財務諸表の構造(活動)と異なる場合には、当該企業を全部連結によって連結し、適切なセグメント情報が連結財務諸表附属説明書において提供されなければならない(CRC 規則第99-02 号第200項および第425項)。

(2) 共同支配下の企業

親企業によって他の株主(または社員)と共同支配された企業の個別財務諸表は、比例連結(intégration proportionnelle; proportional consolidation)によっ

て連結されなければならない (商法・法第 233 条の 18 および CRC 規則第 99-02 号第 110 項)。

共同支配下に存する企業が連結の範囲に含まれる他の企業の業種とは異なる業種に属するため、その個別財務諸表の構造(活動)が連結の範囲に含まれる他の企業の個別財務諸表の構造(活動)と異なる場合には、当該企業を比例連結によって連結し、適切なセグメント情報が連結財務諸表附属説明書において提供されなければならない(CRC 規則第99-02 号第200 項および第425 項)[5]

(3) 重要な影響力下の企業

親企業が重要な影響力を行使する企業の個別財務諸表は、持分法 (mise en équivalence; equity method) によって連結されなければならない (商法・法第 233 条の 18 および CRC 規則第 99-02 号第 110 項)。

このように、フランスにおいては、全部連結のみならず、比例連結および持分法も連結の方法に含まれ、連結として扱われている。排他的支配下に存する企業(子企業)には全部連結、共同支配下に存する企業(ジョイントベンチャー)には比例連結、重要な影響力下に存する企業(関連企業)には持分法が適用される。

Ⅳ 連結の範囲の画定

支配 (排他的支配および共同支配) 下に存する企業並びに重要な影響力下に存する企業は,原則として,すべて連結されなければならない (商法・法第233条の18および CRC 規則第99-02号第1000項)。しかし,これに対して,いくつかの除外規定が設けられており,除外規定は(1)連結禁止 (連結の範囲からの強制除外)と(2)連結選択権 (連結の範囲からの任意除外)の2つに区別することができる。

なお,次の理由による連結の範囲からの除外は認められていない。¹⁸⁾

① 企業集団の活動と著しく異なる子企業の活動(例えば、製造業企業集団

における金融子企業)

- ③ 連結決算日の数カ月前における支配または重要な影響力の獲得

1 連結禁止

連結の範囲からの強制除外(連結禁止)として,(1)厳しい長期にわたる制限 および(2)持分証券(titres)の一時的所有の2つのケースが挙げられている。

(1) 厳しい長期にわたる制限

支配下に存する企業または重要な影響下に存する企業は、厳しい長期にわたる制限が実質的に次のいずれかに関わるときには、連結の範囲から除外されなければならない(商法・法第 233 条の 19 第 1 項および CRC 規則第 99-02 号第 101 項)。

- ① 当該企業に対して行われる支配または影響力
- ② 当該企業と連結の範囲に含まれる他の企業との間の資金移転の可能性 当該企業を連結の範囲から除外した場合には、連結財務諸表附属説明書にそ の理由が記載されなければならない(商法・法第233条の19第1項および CRC 規則第99-02号第422項)。

厳しい長期にわたる制限による連結禁止の主たるケースとして、極めて政治的に不安定な国に存する関連企業が挙げられうる!⁹

(2) 持分証券の一時的所有

商法(法第233条の19第2項第1号)では、親企業によって作成される連結財務諸表附属説明書において理由を記載することを条件として、子企業または関連企業の株式(または持分)が後の譲渡(cession)のためだけに所有されているときには、当該子企業および関連企業は連結の範囲から除外することが

できると規定されている。これに対して、CRC 規則第 99-02 号 (第 101 項)では、支配下に存する企業または重要な影響下に存する企業は、その持分証券が後の譲渡のためだけに所有されているときには、連結の範囲から除外されなければならないと規定され、後の譲渡計画が持分証券の一部のみを対象とする場合には、支配または重要な影響力は継続して所有されることとなる部分に基づいて決定されなければならないと定められている。

このように、支配下に存する企業または重要な影響下に存する企業の持分証券 (株式等)が一時的に所有されているとき、商法の規定が当該企業を連結の範囲から除外することを許容しているのに対して、CRC 規則第99-02号の規定は当該企業を連結の範囲から除外することを強制している。実務上、次の2つの要件をともに満たす場合にのみ、持分証券が一時的に所有されている企業を連結の範囲から除外しなければならないと解されている²⁰

① 持分証券取得日以後の譲渡意図の存在

支配下に存する企業または重要な影響下に存する企業によって発行されている当該持分証券の取得日以後にその譲渡(売却)意図が存在していなければならない。なお、持分証券の譲渡意図は、取得日以後、十分な証拠によって確認される必要がある。

② 近い将来の譲渡の予定

譲渡(売却)計画によって、譲渡が近い将来に行われることが予定されていなければならない。

持分証券が一時的に所有されている企業を連結の範囲から除外した場合には、連結財務諸表附属説明書にその理由が記載されなければならない(商法・法第 233 条の 19 第 2 項第 1 号および CRC 規則第 99-02 号第 422 項)。

2 連結選択権

連結の範囲からの任意除外(連結選択権)として、(1)乏しい重要性および(2)情報入手のための不相応な費用または不当な遅延の2つのケースが挙げられて

いる。

(1) 乏しい重要性

企業は、連結または当該企業が親企業である下位企業集団の連結が単独でまたは連結される状況に存する他の企業とともに連結の範囲に含まれる企業集団の連結財務諸表に対して重要性を有するときには、連結の範囲に含まれなければならない(CRC 規則第99-02 号第1000項)。

しかし、商法(法第233条の19第2項第2号)では、親企業によって作成される連結財務諸表附属説明書において理由を記載することを条件として、子企業または関連企業が単独または他の企業と合わせて真実かつ公正な概観(une image fidèle)を提示するという目的から無視できるほどの重要性を有するときには、当該子企業または関連企業は連結の範囲から除外することができると規定されている。この商法の規定の適用を明確にするために、CRC規則第99-02号(第21項)では、連結または当該企業が親企業である下位企業集団の連結が単独でまたは連結される状況に存する他の企業とともに連結の範囲に含まれる企業集団の連結財務諸表に対して重要性を有しないときには、重要性の原則が連結の範囲の画定に適用され、当該企業は連結の範囲に含まれないと定められている200

したがって、連結の範囲から除外されうる企業(または企業集団)の重要性は、連結財務諸表が提示しなければならない真実かつ公正な概観という目的から、すなわち、連結の範囲に含まれる企業集団の連結財務諸表から判定されなければならない。連結の範囲からの除外に関する重要性は、親企業の個別財務諸表や持分証券を所有する企業の個別財務諸表から判定されるものではない。また、それ自体子企業または関連企業を有する企業の重要性は、下位企業集団の親企業の個別財務諸表からではなく、下位企業集団の連結財務諸表から判定されなければならない。この場合、下位企業集団の重要性は、個別に把握された下位企業集団について判定されなければならないが、連結の範囲から除外さ

れる状況に存するすべての企業または下位企業集団を考慮して判定されなければならない²²⁾

しかし、重要性を恣意的にかつ数値化して定めることはできず、実際に売上高または他の財務諸表項目に基づく基準値(seuil)は必ずしも適切ではない(CRC規則第99-02号第1000項)。したがって、親企業は、企業および企業集団の重要性に関する自己の判定規準(基準値を含む)を定める必要がある。実務上、重要性の規準として、資産総額、自己資本、売上高、付加価値等が一般に用いられている。30

連結の範囲からの除外理由並びに連結の範囲を画定するために採用された重要性の規準およびその基準値は、連結財務諸表附属説明書に記載されなければならない(商法・法第 233 条の 19 第 2 項第 2 号および CRC 規則第 99-02 号第 1000 項および第 422 項)²⁴⁾

(2) 情報入手のための不相応な費用または不当な遅延

商法(法第233条の19第2項第3号)では、親企業によって作成される連結財務諸表附属説明書において理由を記載することを条件として、連結財務諸表を作成するために必要な企業(子企業または関連企業)の情報が次のいずれかを伴うために入手することができないときには、当該企業は連結の範囲から除外することができると規定されている。

- ① 不相当な費用
- ② 監査人に連結財務諸表および連結状況報告書 (rapport sur la gestion du groupe) を提出するための定められた期日 (個別財務諸表を確定するため に招集される通常株主総会の通知の少なくとも 1 カ月前) 後の遅延

これに対して、CRC 規則第99-02号では、情報を入手するために不相当な 費用または不当な遅延を伴うことによる連結の範囲からの除外可能性は定めら れていない。

しかし、この連結の範囲からの除外理由は商法によって規定されていること

から、情報を入手するために不相当な費用または不当な遅延を伴うことによる 連結の範囲からの除外は、次の3つの要件をすべて満たす場合に、行うことが できる²⁵⁾

- ② 例外的なときであること²⁶⁾
- **⑤** 連結財務諸表が真実かつ公正な概観を提示しないこと²⁷⁾
- ② 連結財務諸表附属説明書に連結の範囲からの除外理由を記載すること(商法・法第 233 条の 19 第 2 項第 3 号および CRC 規則第 99-02 号第 422 項)

情報入手不能による連結の範囲からの除外は、例えば、重要な影響下に存する企業が連結財務諸表を作成するために必要な情報の提供を拒否した場合に行われる²⁸

V 連結財務諸表附属説明書の記載情報

連結財務諸表附属説明書には、連結の範囲の画定および連結の方法に関して、次の情報が記載されなければならない。

① 連結の手続き (商法・規則第233条の14第2号, CRC規則第99-02号 第421項)

連結の方法

- ② 連結の範囲(商法・規則第233条の14第5号-第7号, CRC規則第99-02号第422項)
 - ② 連結の範囲を画定するために企業集団によって採用された規準(重要性の規準およびその基準値)
 - ⑤ 連結の範囲に含まれる企業の識別、その直接的および間接的に所有する議決権比率、並びに、用いた連結の方法(全部連結、比例連結または持分法)
 - ⓒ 議決権比率が40%以下であるときに全部連結した理由
 - @ 議決権比率が50%超であるときに全部連結しなかった理由

- e 議決権比率が20%未満であるときに持分法を適用して連結した理由
- (f) 議決権比率が20%以上であるときに持分法を適用しなかった理由
- ® 企業を連結の範囲から除外(強制除外または任意除外)した理由
- ③ その他の情報 (CRC 規則第 99-02 号第 425 項)
 - ② セグメント情報 連結の範囲内の企業集団と著しく異なる活動を行っている被連結企業 の財務諸表
 - 助 特別目的事業体 特別目的事業体が連結されなかったときには、当該特別目的事業体の 活動、資産、負債および損益
 - © 信託企業
 - ⑦ 信託契約に記載された目的および期間,信託企業の識別等
 - ④ 支配を行っているときには当該支配を決定する規準,支配を行っていないときにはその理由並びに資産,負債および損益の状況

Ⅵ 結びにかえて

IFRS に準拠して連結財務諸表を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計規則に準拠して連結財務諸表を作成するときの連結の範囲の画定および連結の方法に関して、フランス会計規則の現状と特徴を要約することで結びにかえたい。

- ① 連結財務諸表に含まれる企業は、⑦親企業、①排他的に支配される企業、②共同で支配される企業および②重要な影響力を行使される企業である。
- ② 排他的支配とは、企業活動を利用するために、当該企業の財務および営業の方針を指揮する権限をいい、 ②議決権による支配、 ⑤契約による支配 および⑥事実上の支配の3つの形態をとる。
 - ② 議決権による支配は、通常株主総会における議決権の過半数を直接的

または間接的に所有する場合に存在する。

議決権比率の計算のためには、⑦普通株式に付与された議決権、②一定の株式に付与された複議決権、⑪投資証明書を発行するときに作成された議決権証明書および①親企業のために所有する確定契約または確定引受契約の対象をなす株式に付与された議決権を考慮する必要がある。

⑤ 契約による支配は、契約または定款に定められた条項にしたがって、 親企業が自己の資産を支配する方法と同一の方法で、他の企業の資産を 利用するまたはその利用を図ろうとする可能性を有する場合に存在す る。

契約による支配の特殊ケースとして、特別目的事業体に対する実質的支配がある。特別目的事業体に対する実質的支配は、⑦親企業が意思決定権を実際に行使することができるとき、①親企業が当該特別目的事業体の経済的便益の過半を享受することができるとき、⑦親企業が当該特別目的事業体に関するリスクの過半を引き受けるときの3つの規準のうち2規準が満たされる場合に、示される。

特別目的事業体は、親企業が当該特別目的事業体の資本に対する持分を有しない場合でも、実質的に支配されているときには連結されなければならない。

- ② 事実上の支配は、議決権の支配または契約による支配を行っていないにもかかわらず、親企業が他の企業の財務および営業の方針を継続して指揮することができる場合に存在する。事実上の支配は、⑦議決権の40%超(50%以下)を所有しており、かつ、②これを超える比率を所有しない他の株主(社員)が存在していることによって推定され、または、特に連続する2事業年度にわたって他の企業の管理、指揮または監督機関の構成員の過半数を選任していることによって明示される。
- ③ 共同支配とは、一定数の株主(または社員)によって共同経営される企業の支配の共有であり、財務および営業の方針が当該株主(または社員)

- の合意によって決定されるものをいう。
- ④ 重要な影響力とは、支配を有することなく、他の企業の財務および営業の方針に関与する権限をいう。重要な影響力は、議決権の少なくとも 20% の所有の場合に推定されるが、議決権の 20%未満を所有する場合にも示されうる。
- ⑤ 連結の範囲を決定する基準として、議決権比率に基づく持株基準(持分基準)ではなく、持株基準を含めて実質的な支配・影響力に基づく支配力基準(影響力基準を含む)が採用されている。また、連結の範囲が広義に解され、排他的支配下に存する企業(子企業)のみならず、共同支配下に存する企業(ジョイントベンチャー)および重要な影響力下に存する企業(関連企業)も連結の範囲に含まれている。
- ⑥ 全部連結のみならず、比例連結および持分法も連結の方法に含まれ、連結として扱われている。
 - ② 排他的支配下に存する企業は、全部連結によって連結されなければならない。当該企業が企業集団の主たる活動とは異なる活動を行っている場合でも、当該企業を全部連結によって連結し、適切なセグメント情報が連結財務諸表附属説明書において提供されなければならない。
 - (b) 共同支配下に存する企業は、比例連結によって連結されなければならない。当該企業が企業集団の主たる活動とは異なる活動を行っている場合でも、当該企業を比例連結によって連結し、適切なセグメント情報が連結財務諸表附属説明書において提供されなければならない。
 - © 重要な影響力下に存する企業は、持分法によって連結されなければならない。
- ② 支配(排他的支配または共同支配)下に存する企業ないし重要な影響力下に存する企業は、原則としてすべて連結されなければならない。しかし、連結の範囲からの除外規定として③連結禁止(強制除外)と⑤連結選択権(任意除外)が設けられている。

- ② 厳しい長期にわたる制限が⑦当該企業に対して行われる支配または影響力ないし①当該企業と連結の範囲に含まれる他の企業との間の資金移転の可能性に実質的に関わるときには、当該企業は連結の範囲から除外されなければならない。
- ⑤ 企業の持分証券(株式等)が後の譲渡のためだけに一時的に所有されているときには、当該企業は連結の範囲から除外されなければならない。
- ② 企業(または企業集団)に重要性が乏しい場合には、当該企業(または企業集団)は連結の範囲から除外することができる。
- ④ 連結財務諸表の作成のために必要な企業の情報が不相当な費用または 不当な遅延を伴うために入手することができない場合には、当該企業は 連結の範囲から除外することができる。
- ⑧ 連結の範囲からの除外理由並びに連結の範囲を画定するために採用された重要性の規準およびその基準値は、親企業の連結財務諸表附属説明書に記載されなければならない。

注

- 1) Cf. Règlement (CE) n°1606 / 2002 du Parlement européen et du Conseil du 19 juillet 2002 sur l'application des normes comptables internationales, *Journal officiel des Communautés européennes*, n°L243, 2002, pp. 1–4.
- Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, Mémento Comptes consolidés: Règles françaises 2009, Francis Lefebvre, Levallois 2009, nos2023-1 et 2023-2, p. 57.
- 3) Cf. *ibid* .. nos2070 et 2071, pp. 76-77.
- 4) Ibid., n°2074, pp. 77-78.
- 5) *Ibid*., n°2075, p. 78.
- 6) Ibid., nº2076, p. 78.
- 7) Ibid., nº2084, p. 83.
- 8) *Ibid*., n°2027, p. 62,
- 9) Cf. ibid., n°2027, pp. 62-64.
- 10) Ibid., nº2030, p. 70.

- 11) Ibid., nº2032, p. 71.
- 12) Ibid., nº2033, p. 71.
- 13) *Ibid*., n°2034, pp. 71-72.
- 14) *Ibid* ., n°2046, p. 73.
- 15) Ibid., nº2059, p. 75.
- 16) *Ibid*., nos2059 et 2062, pp. 75-76.
- 17) *Ibid*., n°2001, p. 54 et n°2095, p. 85.
- 18) Ibid., n°2512, p. 109.
- 19) Ibid., nº2529, p. 111.
- 20) Cf. *ibid*., nos2535 et 2536, pp. 114-115.
- 21) なお,企業が連結の範囲から除外されたときには,その持分証券は連結財務諸表に「資本参加証券」(Titres de participation)として計上される (CRC 規則第 99-02 号第 101 項)。 当該資本参加証券は銘柄別に期末に時価評価され,評価損については,評価益とは相殺されずに,危険引当金 (provisions pour risques)が設定される (Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, op. cit., n°2565, p. 119)。
- 22) Cf. Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, op. cit., nº2555, p. 117.
- 23) Ibid., n°2556, p. 117.
- 24) *Ibid*., n°2557, p. 117 et n°2573, pp. 119-120.
- 25) Ibid., n°2562, p. 118.
- 26) 「例外的なとき」とは,特に,会計書類の紛失(破棄,盗難等) または報告不能(戦争等)といったことによって,実務上,連結財務諸表の作成に障害が生じうるときをいう(Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, op. cit., n°2562, p. 118)。
- 27)この場合、情報入手不能のために子企業を連結の範囲から除外することによって、企業集団に関する一般的指標(借入金、営業損益等)が損なわれず、また、重要な損失が隠蔽されないことに特に配慮する必要がある(Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, op. cit., $n^{\circ}2562$, p. 118)。
- 28) Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, op. cit., n°2562, p. 118.